

我孫子市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

我孫子市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年
規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(利用時間及び休館日)			(利用時間及び休館日)		
第2条 支援施設の利用時間及び休館日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。			第2条 支援施設の利用時間及び休館日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。		
施設名	利用時間	休館日	施設名	利用時間	休館日
我孫子市子育て支援センター	午前10時から午後4時まで	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。） (3) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで	我孫子市子育て支援センター	午前10時から午後5時まで	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。） (3) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
		我孫子			午前

市すく すく広 場		
我孫子 市わく わく広 場	午前 10時 から 午後 4時 まで	(1) 日曜日、水曜 日及び土曜日 (2) 及び(3) 略
我孫子 市すこ やか広 場		

(利用者が守るべき事項)

第5条 利用者は、支援施設を利用するに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 及び(2) 略

(3) 施設、備品等を**毀損**し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。

市すく すく広 場	9時 から 午後 4時 まで	(2) 祝日 (3) 1月1日か ら同月4日ま で及び12月29 日から同月31 日まで
我孫子 市わく わく広 場	午前 9時 から 午後 4時 まで	(1) 日曜日及び 土曜日 (2) 及び(3) 略
我孫子 市すこ やか広 場		

(利用者が守るべき事項)

第5条 利用者は、支援施設を利用するに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 及び(2) 略

(3) 施設、備品等を**き損**し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。

様式第1号中「第3条第1項関係」を「第3条関係」に改める。

様式第2号中「第3条第2項関係」を「第3条関係」に、「
年3月31日」を「令和
年3月31日」に改める。

様式第3号中

「

子 ど も の 生 年 月 日	
--------------------	--

」を

「

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、様式第1号から様式第3号までの改正規定は、公布の日から施行する。